

(別紙)

もうかる誇れる産地づくり調査事業業務（いわき・ねぎ）委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「もうかる誇れる産地づくり調査事業業務（いわき・ねぎ）」を委託するに当たり、その業務等を円滑に進めるため、必要な事項を定めるものである。

1 目的

いわき地方の中山間地の農業においては、高齢化と担い手不足により、作付面積、農家戸数及び出荷量の減少が続いている。農家所得の確保のためには、市場ニーズを的確に把握し、生産から流通・販売に至る取組の連携強化を図りながら販売力を強化し、地域の農業所得確保に向けた戦略を検討の上、計画を策定・実践することが必要である。

そこで、産地の農産物ブランド力強化に向けて、計画の策定・実践を進める上で必要な産地分析・市場調査等を行う。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

3 委託業務の内容

以下の（1）から（5）について、調査・分析・提案等を実施するとともに、（6）を実施し、（7）により、調査・分析結果に基づく考察を行う。また、（1）から（3）の調査については、（8）を踏まえて提案する。

（1）「選ばれるねぎ」基礎調査（マーケット調査／消費者動向調査）

ア ねぎ購入時の重視点

消費者がねぎを購入する理由を調査するとともに、消費者、市場関係者および実需者等は、価格、鮮度、産地、見た目、サイズ（規格(カット品等の一次加工も含む)）、販売形態（パッケージやラベルデザイン含む）、安全性、生産者情報、商品名称（愛称）、販促物などについて、どのような項目を重視してねぎを購入しているか等を調査する。

イ 認知度

消費者、市場関係者及び実需者は、いわき産のねぎを認知しているか、また認知している場合はどのようにして知ったのか（媒体等は何か）、産地の情報（魅力）をどのように認識しているか等を調査する。

ウ 付加価値

市場関係者および実需者、消費者等に対し、GAP、SDGs、機能性成分の表示（アリシン等）、産地ストーリー、GI、地域団体商標登録、食べ方の情報、などを発信することが購買にどれくらい影響するかを調査し、どのような方法で周知及び発信を行うことが最も効果的かを提案する。

エ 産地への意識向上

市場関係者及び実需者、消費者はどのようにねぎの産地を認知、意識するかを調査し、産地情報等の発信が購買意欲向上につながる有効な手段を提案する。

- (2) 他産地ブランドねぎのブランド力調査（マーケット調査／生産・販売戦略の検討）
ブランドねぎとされる他産地ねぎのブランドの成り立ちやブランド力強化に向けた取組事例について調査する。対象は同じ東日本のねぎの産地である「深谷ねぎ」、「白神ねぎ」等を対象として調査し、「いわき産ねぎ」に置き換えた場合に参考となる取組について効果的な取組を提案する。
- (3) 産地戦略に資する調査（生産・販売戦略の検討）
ア ねぎの販売戦略
いわき産ねぎの現状の評価や流通実態を踏まえて、販売促進に向けた有効な取組を調査する。
イ 販路開拓可能性
市場関係者を対象に、西日本（特に沖縄県）、海外（アジア圏）におけるいわき産ねぎの市場性等について調査する。
- (4) 機能性成分等の予備調査（生産・流通・販売の現状分析／生産・販売戦略の検討）
いわき産ねぎの機能性成分（アリシン等）及び糖度等の分析調査を実施する。分析調査に供するねぎ試料は、福島県を通じて入手し、受託者が福島県の指定する団体より購入するものとする。
- (5) 産地分析（生産・流通・販売の現状分析）
いわき市山田地区におけるねぎの産地分析及び経営調査を行う（5件程度）。また、ねぎ経営のモデル策定に資するため、いわき市内で優良な経営を行っている主要生産者（大規模生産者等）の経営調査（5件程度）を併せて行う。
産地分析にあたっては、受託者が、福島県、関係機関及び団体（以下「関係者」という。）と連携の上、調査項目の設定、アンケートの配布・回収、聞き取り等を実施し、調査分析を行う。
- (6) 中間報告の実施
令和5年8月頃までにいわき地方で開催する関係者で構成する産地ワーキンググループにて、調査・分析結果の中間報告を行う。
- (7) 結果とりまとめ及び考察
令和5年11月頃までに（1）から（5）の調査・分析結果をとりまとめ、関係者へ報告するとともに、それらの結果に基づき、今後、産地にとって必要となる取組等に対する考察を行う。
- (8) 調査方法等
（1）から（3）については、以下のアからウの調査や過去の文献調査等を踏まえながら、各調査の目的に沿って最大限の効果が得られる調査規模や手法を提案して実施すること。

ア 市場関係者調査

いわき産ねぎが主に出荷されている5市場（福島県、宮城県、首都圏）において、それぞれの主要卸売業者3社程度を対象としたヒアリング及びアンケートを実施する。

また、西日本（沖縄県を想定）の主要市場の卸売業者等、海外（アジア圏を想定）への輸出に取り組む輸出業者それぞれ3社程度へヒアリング等による調査を実施する。

イ 実需者調査

前述アと取引のある量販店、業務（飲食店等）の実需者各3社程度を対象とし、ヒアリング調査及びアンケート調査を実施する。

ウ 消費者調査

首都圏及び福島県のいわき産ねぎを販売しているエリアの消費者1000人程度を対象として、インターネット等によるアンケート調査を実施する。

※ アおよびイの選定については、別途福島県が指定する。

4 成果品

- (1) 実績報告書（正本1部、副本4部、電子データ（保存媒体は任意）1部）
- (2) その他、福島県が必要とする資料

5 契約締結後の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の号に掲げる書類を福島県の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
 - ア 着手届（様式第1号）
 - イ 主任担当者届（様式第2号）
 - ウ 実施工程表（任意様式）
 - エ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務終了後速やかに提出するもの
 - ア 完了届（様式第3号）
 - イ 実績報告書（様式第4号）

6 事業実施に当たっての留意事項

(1) 疑義に関する協議等

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。また、本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について、疑義が生じたときは、両者が協議のうえ定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

(2) 著作権

本委託業務により制作される成果物の著作権は福島県に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、福島県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

(3) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ福島県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託できるものとする。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。

(5) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。